

三重県内でLPガスをご利用いただいているお客様へ

LPガス料金高騰対策

支援金(第2期)のご案内

三重県ではLPガスの料金高騰に伴いまして第1期(※)に引き続きお客様の料金負担軽減施策を実施いたします。なお、料金につきましてはLPガス販売事業者がお客様へ請求する料金からお値引きさせていただきますので**お客様による申請等は必要ございません。**

※LPガス料金高騰対策支援金(第1期)は令和5年10月検針分から12月検針分(一部事業者については令和5年11月検針分から令和6年1月検針分)のLPガス料金を対象として実施

対象者

三重県内で家庭・業務用のLPガスを使用されている方

※液化石油ガス法(体積販売)の消費者及びコミュニティガス(旧簡易ガス)の消費者の方が対象です。
※高圧ガス保安法(重量販売)の消費者の方は対象外です。

値引き額

ひと月あたり最大 **1,000円**^(税抜) を値引きいたします。

値引き期間

令和6年1月検針分から3月検針分又は令和6年2月検針分から4月検針分(3か月分)のLPガス料金が対象となります。
詳しくは契約している販売事業者にお問い合わせください。

例

最大3,000円値引き

1月分	LPガス料金 1,500円 ^(税抜)	-	支援金 1,000円 ^(税抜)	=	値引後請求額 500円 ^(税抜)
2月分	LPガス料金 2,000円 ^(税抜)	-	支援金 1,000円 ^(税抜)	=	値引後請求額 1,000円 ^(税抜)
3月分	LPガス料金 1,800円 ^(税抜)	-	支援金 1,000円 ^(税抜)	=	値引後請求額 800円 ^(税抜)

- 本事業で値引きを行う販売事業者の一覧は、三重県ホームページからご覧いただけます。
<https://www.pref.mie.lg.jp/MONOZU/HP/m0142100241.htm>



注意事項

- ご契約先の販売事業者が本事業に参加していない場合は値引きを受けることができませんのでご了承ください。
- 値引きに際して三重県、三重県LPガス料金高騰対策支援金センター、販売事業者又は三重県LPガス協会から個人情報や手数料を求めることはございません。不審な電話があった場合には三重県LPガス料金高騰対策支援金センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先



0120-248-826

受付時間

平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

三重県LPガス料金高騰対策支援金センター(本事業は三重県がTOPPAN株式会社に委託して実施しています。)